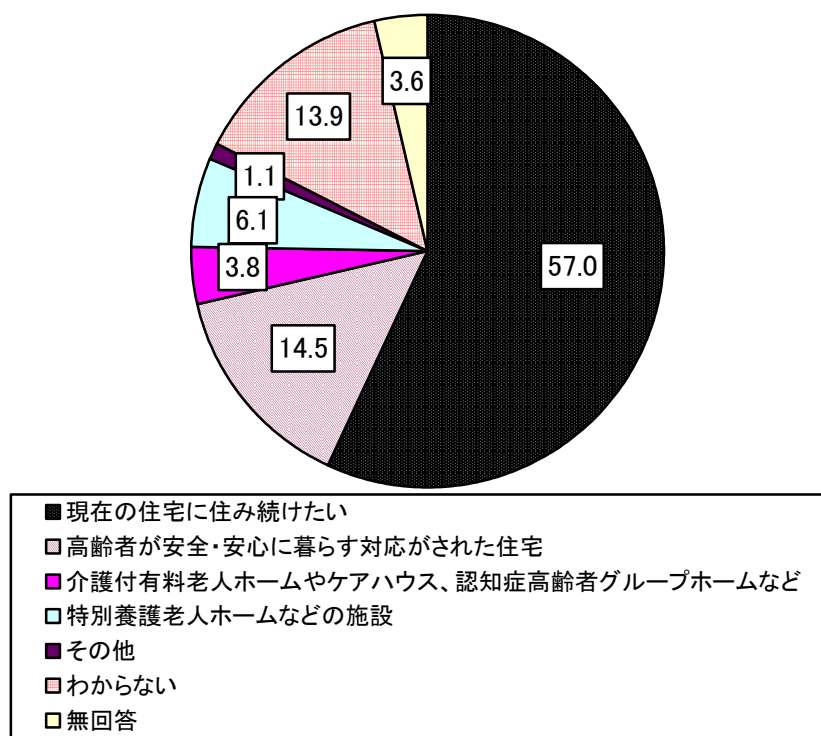


4 高齢者の多様な住まい方の支援

現状と課題

○高齢者実態調査においては、高齢者が介護や援護が必要になった場合、現在の住宅に住み続けたいと回答された人が 57.0%あり、ケア付住宅、段差の解消や緊急時対応など高齢者に配慮した住宅や、介護付有料老人ホームやケアハウス、認知症高齢者グループホームなどに入居したいと回答された人は 18.3%となっています。（図Ⅱ－４－１ 参照）

図Ⅱ－４－１ 介護や援護が必要になった場合の希望する暮らし方



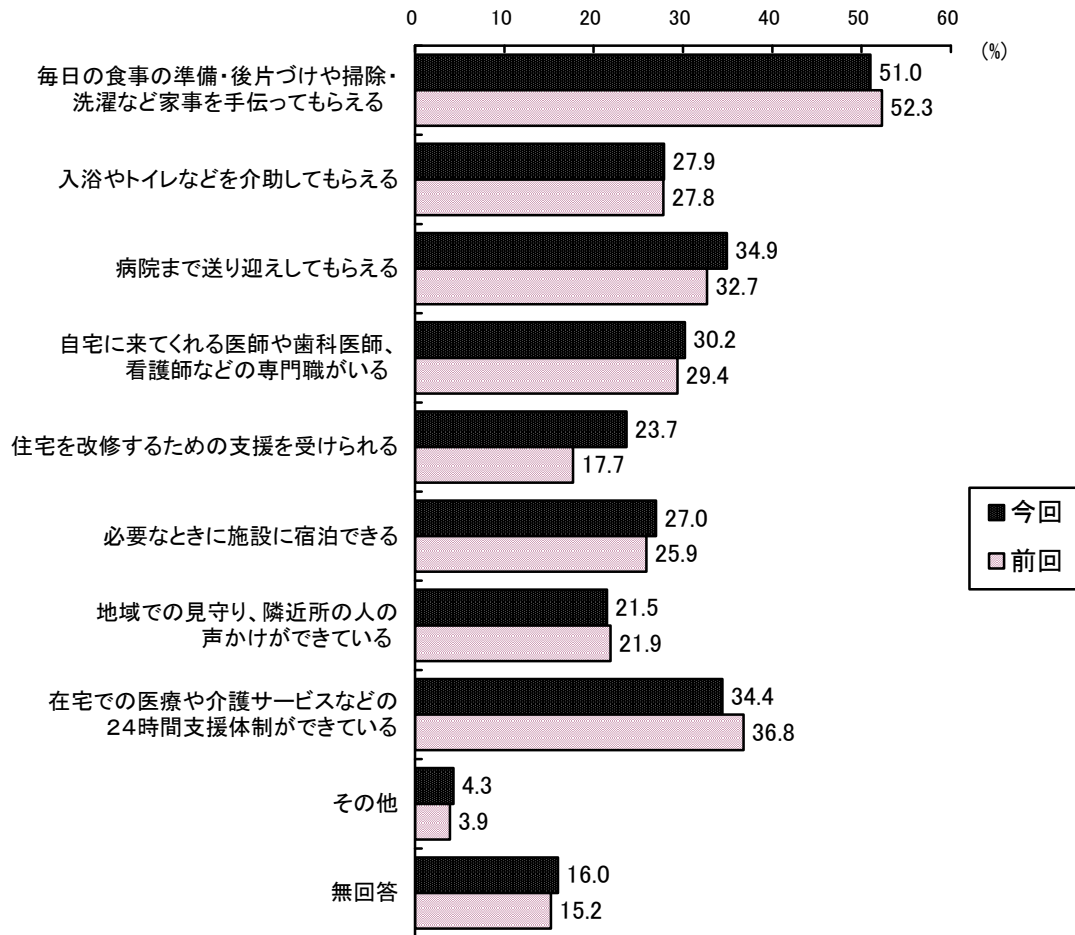
（出典：「高齢者実態調査（本人調査）」平成 23（2011）年 4 月 大阪市）

また、どのような支援が身近にあれば、自宅での生活を続けていけると思うのか、については、「毎日の食事の準備、後片付けや掃除、洗濯など家事を手伝ってもらえること」が 51.0%、「病院まで送り迎えしてもらえること」が 34.9%、「在宅での医療や介護サービスなどの 24 時間支援体制ができているこ

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

と」が34.4%、「入浴やトイレなどを介助してもらえること」が27.9%となっており、介護保険サービスを有効に使って、自宅での生活を希望する方が多い状況です。（図Ⅱ-4-2 参照）

図Ⅱ-4-2 自宅での生活を継続するために必要な支援



（出典：「高齢者実態調査（本人調査）」平成23（2011）年4月 大阪市）

このような状況から、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住宅やサービスの確保が重要です。

また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」「住まい」への住み替えや、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況や希望に沿った選択肢を用意することが重要です。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

○住宅は生活の基盤であり、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る必要があります。高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、「*高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）」が平成 13（2001）年 8 月に施行されました。

同法に基づき、高齢者の入居を拒否しない住宅を登録し、その情報を広く提供する「高齢者円滑入居賃貸住宅制度」等が創設され、平成 23（2011）年にはバリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「*サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。

また、国においては、平成 19（2007）年 7 月に、「*住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（通称「住宅セーフティネット法」）を公布し、高齢者や障害者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給促進を図り、生活の安定向上と社会福祉の増進を図ることとしています。

こうしたなか、大阪市では、建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進しています。また、高齢者世帯向けの入居者募集を行うなど市営住宅における*高齢化への対応を進めています。さらに高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けた取組みを行っています。

今後とも、これらの住宅施策の推進を図るとともに、地域における高齢者の生活支援体制や在宅支援サービス等福祉施策との連携が重要となっています。

○特別養護老人ホームについては、社会福祉法人への整備補助を行っており、第 4 期計画における必要な整備量については確保できるめどがついています。

介護老人保健施設の整備については、第 4 期計画における必要な整備量については概ね充足しています。

*介護療養型医療施設については、平成 23（2011）年度末で廃止されることとなっておりましたが、介護療養病床からの転換が進んでいないことを踏まえ、国において介護保険法の改正が行われ、現在存在するものについては平成 29（2017）年度末まで転換期限が猶予されることとなりました。

認知症対応型共同生活介護を提供する認知症高齢者グループホームについ

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

ては、行政区を1圏域とする*日常生活圏域ごとの*必要利用定員総数を定めて指定を進めてきましたが、いまだ必要利用定員総数に達していない圏域も見られ、事業者参入の促進が必要です。

また、特定施設入居者生活介護については、高齢者の多様なニーズに応じた居住形態とそれに付随する介護保険給付サービスの確保、またその質の向上を図る必要があることから、サービス目標量の拡大を行いました。第4期計画において設定したサービス目標量は概ね達成する見込みとなっております。

(表Ⅱ-4-1 参照)

表Ⅱ-4-1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームの整備の推移

	20年度(A)	23年度(B)	B/A
特別養護老人ホーム	8,802人	9,239人	1.05
介護老人保健施設	5,584人	5,943人	1.06
認知症高齢者グループホーム	1,750人	2,495人	1.43
高齢者人口	571千人	595千人	1.01

(健康福祉局調べ)

※各施設の定員については4月1日現在

今後の取組み

ア 多様な住まい方の支援

高齢者は、それぞれの所得、家族構成、健康状態等様々であり、これらの多様なニーズに応じた居住形態の確保や住み替えを進めるため、支援施策を展開することが必要です。「住宅」か「施設」かといった従来の考え方による区分だけではなく、多様な居住形態とこれに付随するサービスの確保と質の向上が必要です。

このため、市営住宅における*高齢化への対応や民間住宅への入居の円滑化など住宅施策の推進を図るとともに、施設等の整備推進や充実を図り、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。

また、今後、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が高齢者の標準的な世帯類型になると予想される中、高齢者が安心して暮らしていけるよう、居住の場としての

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

環境整備を図るとともに、見守り支援や介護保険サービスの提供が重要な要素となっており、住まいの状況に応じた高齢者の生活支援体制の構築に努めます。

《多様な居住形態・サービス》

- | | |
|--------|---|
| ① 施設等 | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、
有料老人ホームの整備 等 |
| ② 市営住宅 | 高齢者世帯向けの入居者募集、
高齢者ケア付住宅の入居者募集 等 |
| ③ 民間住宅 | サービス付き高齢者向け住宅の整備 等 |

また、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「*サービス付き高齢者向け住宅」の制度において、関係部局が連携し、登録の審査や事業者等への指導監督を行います。

さらに、市民が住まいに関する様々な情報を迅速かつ的確に入手して多様な住まい方を選択することができるよう、総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

イ 高齢者の居住の安定に向けた支援

建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についても*バリアフリー化を推進します。また、高齢者世帯向けの入居者募集や、*高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、*NPO等の団体に市営住宅の1階空き住戸を提供するなど、市営住宅における高齢化への対応を進めます。

民間住宅においては、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や当該住宅を斡旋する不動産店等の情報提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」を実施するなど、関係団体と連携し、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。

また、高齢期における身体機能の低下に対応し、既存の住宅の改築・リフォームによる*バリアフリー化を促進するため、住宅改修に対する支援を行います。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

ウ 施設・居住系サービスの推進

○ 介護老人福祉施設（地域密着型を含む特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。

特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重する観点から、新設にあたっては、引き続き*個室・ユニット型での整備を進めるとともに、既存施設の個室・ユニット化改修についても国の交付金を活用して、支援します。

一方、地域密着型介護老人福祉施設の整備にあたっては、安定したサービス提供を行うため、本体施設を伴う*サテライト型を基本とします。

また、平成 26（2014）年度において介護老人福祉施設の利用者全体に対する要介護 4 及び要介護 5 の利用者の割合を概ね 70%とすることを目標とします。

○ 介護老人保健施設

介護老人保健施設については、全室個室で 10 人程度のグループで家庭的なケアを行う個室・ユニット型の施設整備を基本として進めますが、*従来型での整備（改修を含む）も可能とします。

○ 介護療養型医療施設

*介護療養型医療施設については、国の*医療制度改革により、平成 23（2011）年度末で廃止されることとなっておりましたが、介護療養病床からの転換が進んでいない現状から、国においてこれまでの政策方針を維持しつつ、現在存在するものについては、6年間転換期限を延長するとともに、平成 24（2012）年度以降は介護療養病床の新設は認めないこととする介護保険法の改正が行われました。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

なお、国においては引き続き、介護療養病床からの転換を円滑に進めるための必要な追加的支援策を講じることとしております。

○ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症高齢者が引き続き増加することが予想されるため、そのニーズに対応するため*日常生活圏域ごとの*必要利用定員総数を上回る場合でも、市域全体の必要利用定員総数の範囲内であれば、事業者指定を行うこととし、一層事業者参入の促進に努めます。

○ 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホームなど）

今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、第4期に引き続き、特定施設入居者生活介護のサービス目標量の拡大を行い、新たな事業者の参入の促進を図ります。

また、サービスの質を確保するため、事業者の指定・指導を行います。

○ 養護老人ホーム

養護老人ホームの整備については、大阪市においてひとり暮らしや低所得の高齢者が多い状況や、救護施設など*生活保護施設に入所している高齢者の受け入れを勘案して、社会福祉法人に対して整備補助を行う等、必要な整備に努めます。さらに、整備にあたっては、入所者の居住性の向上と人権に配慮し、全室個室で整備します。

平成18（2006）年度から、養護老人ホームにおいて、入所者の身体機能の低下などで介護を要する高齢者が増加している状況に的確に対応するため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能となっており、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設以外にも施設の入所者の状況を勘案しながら、必要に応じ特定施設入居者生活介護の指定に向けて手続きを行います。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。